

1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入と定着に向けて

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化につながるものです。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関になるとともに、マイナンバー（個人番号）及び法人番号の利活用機関となっています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

～ マイナンバー（個人番号）～

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に、1人1つのマイナンバー（12桁）が指定され、市区町村から住民票の住所宛に、通知カードにより通知されています。マイナンバーの利用は、社会保障、税、災害対策の分野で、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

～ 法人番号～

平成27年10月から、国税庁は株式会社などの法人等に1法人1つの法人番号（13桁）を指定し、国税庁から登記上の所在地又は主たる事務所の所在地宛に、書面により通知を行っています。また、法人等の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）は、原則として広く一般に公表され、どなたでも自由に利用可能とされています。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用～

マイナンバー制度の導入により、税務署等に提出する申告書や法定調書等に、マイナンバーや法人番号を記載することとなります。

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

～ 納税者利便の向上～

国税庁では、マイナンバー制度の導入を契機として、納税者利便の向上に向けた検討を行っています。具体的には、①平成28年分以降の住宅ローン控除等の申告手続における住民票の添付省略のほか、②国と地方にそれぞれ提出している給与・年金の源泉徴収票・支払報告書に係る電子的提出の一元化、③マイナポータル¹とe-Taxの連携などについて検討を進めています。

¹ 「マイナポータル」とは、国や自治体などの間の特定個人情報のやり取りの記録の閲覧、自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧、自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受取など、これまで「情報提供等記録開示システム」で紹介されていた機能のほか、更なる国民の利便性向上を図るため、民間サービスとも連携し、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャネルで利用可能にする機能を有する個人ごとのポータルサイト（平成29年1月から運用開始予定）のことです。

V 納税者利便の向上と行政効率化のための取組

～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書等の書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上するものと考えています。もとより、事業所得や海外資産・取引情報をはじめ、法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、番号を利用して全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

～ 周知・広報の実施 ～

国税庁では、マイナンバー制度の円滑な導入及び定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイトを設けてFAQなどを掲載しているほか、関係民間団体や業界団体等に対して説明会を開催するなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の最新情報やお問合せ

- ・内閣官房「社会保障・税番号＜マイナンバー＞制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（無料）※ 間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう十分に注意してください。平日9時30分～20時（土日祝日17時30分）（年末年始を除きます。） ※最新のお問合せ時間は、内閣官房ホームページでご確認いただけます。

国税に関する社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の最新情報

法人番号の最新情報や国税に係るマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

- ・特設サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

- ・国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ・法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するご質問は国税庁法人番号管理室へお問い合わせください。
国税庁法人番号管理室フリーダイヤル 0120-053-161（無料）平日8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）
一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください。（通話料金がかかります。）



(3) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務～

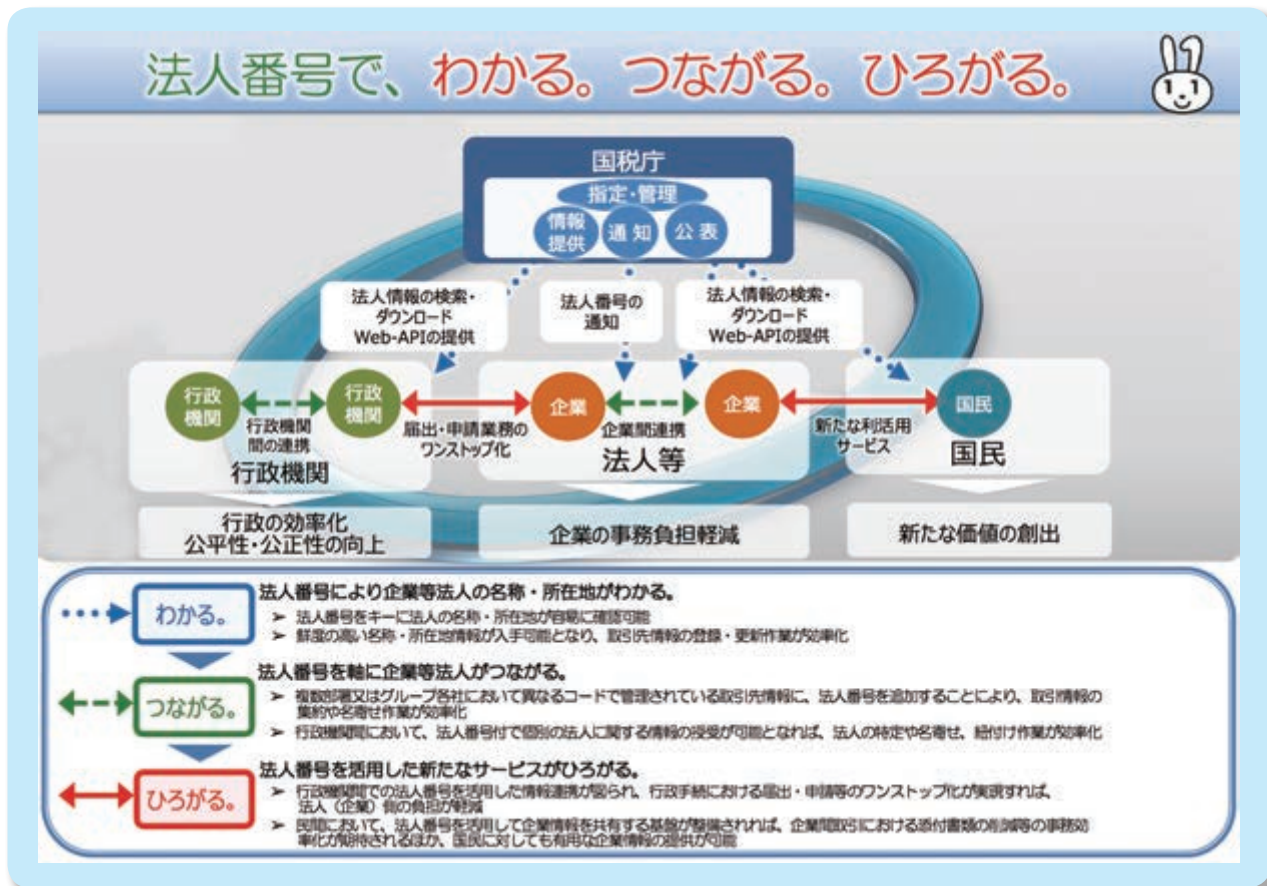
法人番号は、①株式会社などの設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、特段の届出申請を要することなく、法務省から提供される登記情報等に基づいて国税庁が指定し、通知を行います。

※ 上記以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件にあてはまれば、国税庁長官に届け出ることでより番号指定を受けることが可能です。

国税庁は、指定した法人番号を、インターネット（「国税庁法人番号公表サイト」）を利用して公表しています。また、法人の商号や所在地から検索する機能や、公表情報のデータを利用者が二次活用できるよう、データのダウンロード機能を提供しています。

～ 法人番号の利活用推進～

法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されることが重要であり、関係省庁と連携を図りつつ、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。



コラム 10

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録

1 国際標準規格に基づく発番機関登録の概要

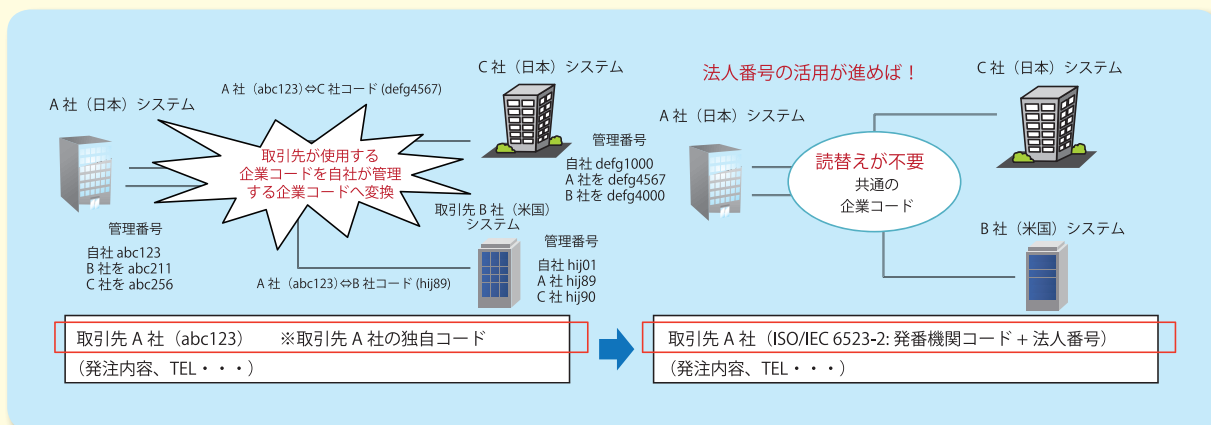
法人番号が国内のみならず、国際的な流通（電子商取引等）において、共通の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構（ISO）に登録し、「発番機関コード」を取得しました。

発番機関コードと企業コード（法人番号）を組み合わせることにより、法人番号を国際取引においても活用できる、唯一かつ無償の企業コードとして利用することができるようになりました。

2 具体的な活用事例

(1) 電子商取引

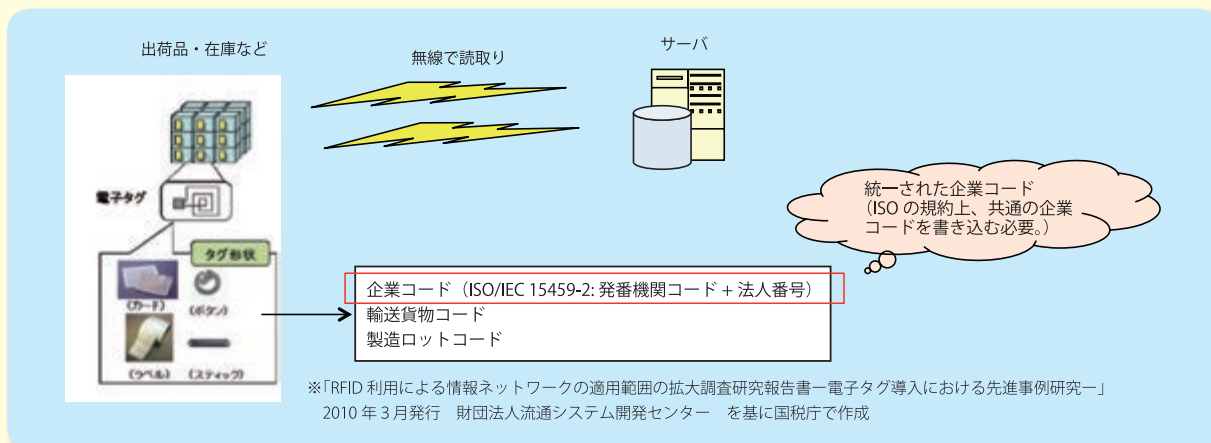
企業間で受発注を行う際、共通の企業コードがないと、取引先が使用する企業コードを自社が管理する企業コードへ変換する必要があります。共通の企業コードとして法人番号を利用することで、変換の必要がなくなるため、企業コードの変換や維持管理に係るコスト（負荷・事務量）の軽減につながります。



(2) 電子タグ

日々の取引の中で流通する在庫品・在庫などについて、カード・ボタンなどといったタグ形状のものを電子タグとして取り付け、無線で読み取って情報を認識する技術が普及しています。

今後、電子タグに書き込む必要がある企業コードとして、法人番号を基にした国際的にも共通の企業コードを利用いただければ、利用分野が広がることにより電子タグの普及や物流の効率化が図られます。



※「RFID 利用による情報ネットワークの適用範囲の拡大調査研究報告書—電子タグ導入における先進事例研究—」
2010 年 3 月発行 財団法人流通システム開発センター を基に国税庁で作成



2 業務・システムの最適化

～ 業務・システムの最適化を推進 ～

行政分野へのICTの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定されました。

また、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が決定され、これに基づき、情報システムの改革を実現するための「政府情報システム改革ロードマップ」や「政府情報システム投資計画」などが決定されました。

国税庁では、これらに基づき、KSKやe-Taxなどの情報システムについて、平成33年度を目途に運用コストの3割削減に向けた取組を着実に進めるとともに、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進することとしています。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

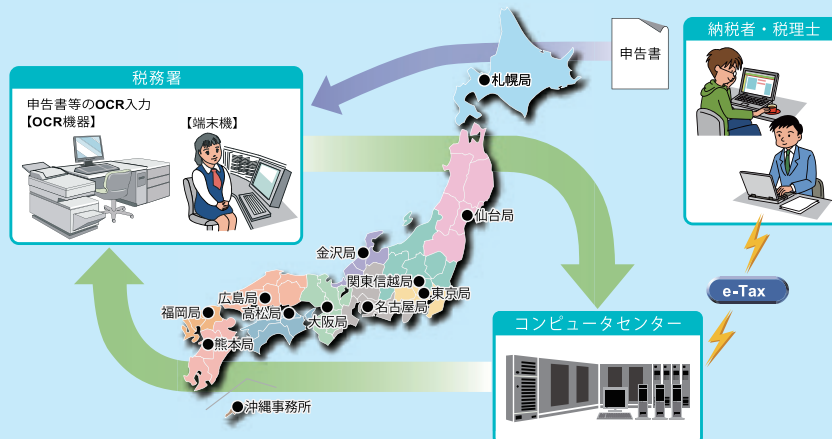
国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、セキュリティ監査を定期的実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）¹を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証（ISO/IEC27001・JISQ27001²に基づく認証）を取得し、以降は定期的に更新しています。

国税総合管理（KSK）システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するコンピュータシステムです。また、それらのデータを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、各種事務処理の高度化・効率化にも役立っています。



1 「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

2 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構（International Organization for Standardization）の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。